

# 答 申 書

## 第 1 松山市文書法制審議会の結論

処分庁が令和 5 年 1 月 1 日にした令和 4 年度市・県民税減免申請の不承認に対する審査請求を棄却するとの審査庁の判断は、妥当である。

## 第 2 事案の概要

- 1 令和 4 年 5 月 16 日、処分庁は、令和 4 年度の市県民税の特別徴収税額を決定し、審査請求人に通知した。
- 2 令和 4 年 7 月 13 日、審査請求人は、処分庁に対し、市県民税の減額を求めて、令和 4 年度市県民税減免申請書(以下「本件減免申請書」という。)を提出した。
- 3 処分庁は、令和 5 年 1 月 1 日、本件減免申請書による減免申請を不承認とし(以下「本件処分」という。)、その理由を記載した令和 4 年度市・県民税減免申請不承認通知書で審査請求人に通知した。
- 4 令和 5 年 1 月 21 日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて本件審査請求をした。
- 5 令和 5 年 1 月 21 日、審査庁は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、同法が定める審理手続を行う者(以下「審理員」という。)を指名した。
- 6 令和 6 年 5 月 24 日、審理員は、行政不服審査法第 42 条第 2 項の規定に基づき、本件審査請求に対して審査庁がすべき裁決に関する意見書(以下「審理員意見書」という。)を審査庁に提出した。
- 7 令和 6 年 5 月 29 日、審査庁は行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定により本件審査請求を松山市文書法制審議会条例(平成 28 年松山市条例第 7 号)に基づく松山市文書法制審議会に諮問し、同審議会の行政不服審査分科会は同条例第 6 条第 1 項第 2 号の規定によりこれを調査審議することとした。

## 第 3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張

(1) 数値基準や明文の規定がない

- ア 松山市市税賦課徴収条例（昭和25年松山市条例第25号。以下「市税条例」という。）第34条第1項第8号や松山市市民税減免基準に、特別の事由がある者に該当する具体的な数値基準を示す明文の規定がない。
- イ 細かな基準がない中で、市長以外の下位の職階の者が決裁することを了承する者はいない。処分庁は、「どのくらいの収入減少であれば減免してもらえるのか」との質問に答えられない。
- ウ 収入の減少を市民税の減免理由にしないのなら、条例などにその旨を規定して周知しなければならない。

(2) 本件処分理由の記載について

ア 前段部分

- (ア) 審査請求人が特別の事由がある者に該当しないと言える具体的な理由が分からない。審査請求人がなぜ特別の事由がある者に該当しないのか、どうすれば該当するのか、理由の文面では対応策を検討できない。
- (イ) 審査請求人の状況や、収入が減少した事実が市税条例第34条第1項第8号に定める特別の事由に該当しないことの具体的な数値基準が示されていない。
- (ウ) 審査請求人の状況が減免事由に該当しない根拠規定や数値基準を定めてその基準に達していない旨を示すなどの工夫が必要である。
- (エ) 収入が減少した場合を減免対象にしないのなら、国の通知・通達とは異なる方針とすることに合理性があることや、市長が個別かつ丁寧に判断したことを説明する具体的な理由が提示されていない。

イ 後段部分

- (ア) 本件処分理由に「客観的にみて」と記載した根拠規定や数値基準が示されていない。
- (イ) 収入減少者への減免の可否を判断するための数値基準を定め

ていないから、「担税力が低下していない」とは判断できない。

#### ウ 本件処分理由における後段部分の位置付け

(ア) 後段部分には、根拠となる法令の規定がない。

(イ) 収入が減少した場合を減免対象としないのなら、審査請求人の状態を客観的にみて市長が減免する必要がないとする必要がない。

#### エ 理由の記載方法

平成22年4月の総務大臣通知に「前年に所得があった者であっても、当該年における所得が皆無となり、又は甚だしく減少したため生活が著しく困難となったと認められる者には、その状況に応じて適宜減免することが適当である、特に退職者及び失業者には配慮を加えるべきである」との記述があるから、処分庁は審査請求人に対し、この記述を引用した上で、収入が甚だしく減少したことによって生活が著しく困難となったと者とは認められない、という拒否理由を提示するべきであった。

#### (3) 資産状況等の調査

生活が困難となるかどうかは支出面や資産面の事情が影響するにもかかわらず、処分庁はこの点について審査請求人に疎明資料の提出を求めずに本件処分をした。

#### (4) 小括

以上のとおり、本件処分理由の記載では、いかなる根拠に基づきいかなる法規を適用して本件処分がなされたのか審査請求人は了知できない。

また、市税条例や減免基準に定めがあっても、松山市行政手続条例（平成8年松山市条例第34号）第8条第1項ただし書（条例等に定められた許認可等の要件又は審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合）に該当しない。

したがって、本件処分は、同項に規定する理由の提示を欠く違法な処分として取り消されるべきである。

## 2 処分庁の主張

### (1) 市税条例第34条第1項について

地方税法（昭和25年法律第226号）第323条及び第45条の規定による市県民税の減免は、客観的にみて担税力が著しく喪失している者に対してすることができるものとされ、天災その他特別の事情がある場合において市長が市民税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、市の条例の定めるところにより可能とされている。

そこで、松山市は、同法第323条の委任を受けて定めた市税条例第34条第1項の第1号から第8号までのいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者、すなわち市税条例第34条第1項各号のいずれかの要件に該当し、かつ市長が減免の必要があると認めた者に限って市県民税を減免すると定めている。

## (2) 本件処分での理由の提示について

処分庁は、審査請求人が本件減免申請書において、減免を受けようとする理由を収入の減少に伴い生活が困窮しているためとしていたことから、本件処分に際して、令和3年の収入・所得の減少は市県民税の減免要件を定めた市税条例第34条第1項各号のいずれにも該当しないこと、また審査請求人を同年の収入・所得の減少に伴い生活が困窮し客観的にみて担税力が著しく低下し市長が減免を必要とする者とは認められない、との理由を示した。

すなわち、処分庁は、本件通知書において、令和3年の収入・所得が減少したという事実関係について市税条例第34条第1項各号のいずれにも該当しないこと、事実関係に伴い審査請求人は生活が困窮し客観的にみて担税力が著しく低下し市長が減免を必要とする者とは認められないことを、本件処分の理由として明示しており、事実関係についていかなる法規を適用して処分を行ったかについて審査請求人においてその記載自体から了知し得るために必要十分な理由を示している。

## (3) 本件処分に係る事務処理について

市民税の減免は、裁量行為を要する場合でも、松山市職務権限規則（昭和51年松山市規則第54号。以下「職務権限規則」という。）第12条第1項第10号オの規定を適用して市民税課長限りで専決

すべき事件であるというのが職務権限規則を制定した処分庁の有権的な見解であり、本件処分はこの規則に従って市民税課長の決裁を経ているから、適正に事務処理をしたものといえることができる。

(4) 小括

以上のとおり、本件処分に何ら違法又は不当な点はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 理由

(1) 市税条例第34条第1項による減免の要否について

ア 市税条例第34条第1項は、地方税法第323条の規定を受けて定められたものであり、同条の規定は、徴収猶予、納期限の延長等によっても到底納税が困難であると認められるような担税力の薄弱な者につき、その個別具体の事情に即して税負担の軽減免除を行うための措置として設けられている。

したがって、市税条例第34条第1項第8号の特別の事由がある者のうち、市長において必要があると認めるものとして市県民税の減免対象者となるのは、同項の第1号から第7号までに列記された者には該当しないが、これら各号の要件に相当するような一定の事情のために担税力が著しく減少している者であると解される。そして、担税力が著しく減少しているというためには、原則として、当該納税義務者が納期限の延長等によっても到底納税が困難な状況に至っていることが客観的に認められることを要すると解される。

イ そこで、上記アのことを本件についてみると、審査請求人の総収入及び課税総所得額は、前年比で、令和3年に総収入が約12パーセント、総課税所得が約21パーセント減少している。

しかし、そもそも審査請求人の令和4年度の市県民税額は、前年と比して減少した令和3年の所得を基礎として決定されたもので

ある。

したがって、令和3年の収入・所得が前年と比べて減少したとしても、収入・所得が減少した事実そのものは、令和4年度の市県民税を免除すべきか否かを判断するに当たり考慮すべき事情とはなり得ない。すなわち、税条例第34条第1項第8号の「特別の事由」とはなり得ない。

また、たとえ令和3年の収入・所得が減少した事情を考慮しても、審査請求人の令和4年度の市県民税額が〇〇〇〇円であるのに対し、〇〇〇である審査請求人には、収入が減少してもなお令和3年に約〇〇〇〇円もの収入があったのであり、納期限の延長等によっても納税が困難な程度まで審査請求人の生活が困窮していたとはいえない。

審査請求人が提出した本件減免申請書には、令和3年の収入が大幅に減少したことに伴って生活が困窮したという趣旨の記載があるのみで、令和4年以降の収入・所得の減少や財産状況の悪化等に関する記載はない。さらに本件審査請求においてもこれらの点に関する主張はなく、審査請求人が提出した最終意見書に、令和6年以降の所得の見通しについて「多少給与水準が上昇したとしても、時間外勤務手当が減少しているので、トータルでは令和3年度以上の高所得になることはない」といった記載があるにとどまった。

そうすると、納期限の延長等によっても納税することが困難な程度まで審査請求人の生活が困窮していた事情は見当たらず、他に審査請求人の担税力が著しく減少していたことを窺わせる事情も全く認められないから、市税条例第34条第1項第8号により審査請求人の令和4年度の市県民税を減免できないことは明らかである。

したがって、審査請求人の減免申請を不承認とした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

(2) 行政手続条例第8条第1項違反の主張について

ア 審査請求人は、減免を受けようとする理由として、本件減免申請書に「令和 2 年に比べ、令和 3 年の収入・所得は、総収入ベースで〇〇〇〇円、課税総所得ベースで〇〇〇〇円の大幅な減少である（減少率にして総収入ベースで 1 2 パーセント、課税総所得ベースで 2 1 パーセントとなっている。）。この大幅な収入の減少に伴い生活が困窮しているため、市（県）民税の一部減額を求める」と記載した。

これに対し、処分庁は、減免申請を不承認とした理由として、本件通知書に「申請人が本件市県民税減免申請で令和 4 年度の市県民税の減免を受けようとする令和 3 年の収入・所得が減少したという事由は、市県民税の減免要件を定めた市税条例第 3 4 条第 1 項各号のいずれにも該当しない。また、申請人は、令和 3 年の収入・所得の減少に伴い生活が困窮し客観的にみて担税力が著しく低下し市長が市民税の減免を必要とする者とは認めることができない」と記載した。

上記の本件通知書の記載からは、審査請求人からの減免申請を受けて、令和 3 年の審査請求人の収入・所得が減少したという事実関係について市税条例第 3 4 条第 1 項を適用できるか処分庁において検討し、その結果、上記事実関係は、同項の第 1 号から第 7 号までに列記された事由・属性及び第 8 号の「特別の事由」に該当せず、また、審査請求人については、上記事実関係に伴い生活が困窮し、客観的にみて担税力が著しく低下している者、すなわち市民税の減免を必要とする者とは認められないため、上記事実関係について税条例第 3 4 条第 1 項を適用できないと処分庁において判断し、審査請求人の申請を不承認としたことが分かる。

したがって、本件通知書には、本件処分の理由として、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して審査請求人の申請を不承認としたかについて、審査請求人においてその記載自体から了知し得る程度の記載はなされており、行政庁の判断の慎重と合理性を担保して恣意を抑制する観点からも、処分の理由を申請者に

知らせて不服申立てに便宜を与える観点からも必要十分な理由の記載がある。

審査請求人は、現行の減免基準に減免の数値基準や明文の規定がない、数値基準や明文の規定に基づく理由が記載されていない、審査請求人の資産状況が調査されていないなどと述べて、行政手続条例第8条第1項が規定する理由の提示を欠くと主張しているが、上記のとおり、同条項が求める程度の理由は記載されており、本件処分において同条項に違反する点はなく、本件処分を取り消す必要がある程の不当な点もない。

(3) 本件処分に係る事務処理について

松山市においては、市民税の減免の措置に関することは、裁量行為を要する場合を含めて、職務権限規則第12条第1項第10号を適用して市民税課長限りで専決すべき事項とされている。

また、本件処分には申請人が〇〇〇〇〇であるという事情があるものの、申請自体に通常由市県民税の減免申請と異なる点はなく、職務権限規則第6条の「異例に属すること」(第1号)あるいは「紛議、論争又は将来その原因となると認められること」(第2号)として、本件処分が上司の決裁を受けなければならない事項に該当しない。

したがって、本件処分に係る事務処理は、職務権限規則に従い市民税課長の決裁を経て適正になされたものと認められる。

以上のほか、本件審査請求に提出された一切の書面及び資料に照らしても、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分を取り消す理由はない。

よって、本件審査請求は棄却するのが相当である。

第5 審理員意見書を踏まえた審査庁の判断

審理員意見書のとおり本件審査請求を棄却すべきである。

第6 審議の経過

年 月 日	経 過
-------	-----

令和6年5月29日	諮問書の受理
令和6年8月6日	第1回審議
令和6年9月4日	第2回審議

## 第7 当審議会の判断

1 争点 前記第3の審理関係人の主張によれば、本件審査請求での争点は、次のとおりである。

(1) 市税条例第34条第1項による減免

審査請求人の事情が市税条例第34条第1項に該当するか。

(2) 行政手続条例第8条第1項違反

本件処分の理由の記載が行政手続条例第8条第1項に違反するか。

(3) 本件処分に係る事務処理

本件処分に係る事務処理は適正に行われているか。

2 争点についての判断

(1) 市税条例第34条第1項による減免

市税条例第34条第1項は地方税法第323条の規定を受けて定められたものであり、同条は徴収猶予や納期限の延長によっても到底納税が困難であると認められるような担税力の薄弱な者につき、その個別具体の事情に即して税負担の軽減免除を行うための措置として設けられたものである。

したがって、市税条例第34条第1項第8号の「特別の事由がある者」のうち「市長において必要があると認めるもの」として市県民税の減免対象者となるのは、同項の第1号から第7号までに列記された者には該当しないが、これらに相当するような一定の事情のために担税力が著しく減少している者であると解することができる。そして、担税力が著しく減少しているというためには、原則として、当該納税義務者が徴収猶予や納期限の延長によっても到底納税が困難な状況に至っていることが客観的に認められることを要する。

そこで、この点を本件についてみると、確かに審査請求人の令和3年の総収入及び課税総所得額は前年比で減少しているが、そもそも審査請求人の令和4年度の市県民税額は令和3年の収入・所得が前年と

比べて減少したことを前提として決定されている。

したがって、令和3年の収入・所得が減少した事実そのものは、令和4年度の市県民税を免除すべき特別の事由とはならない。

また、審査請求人からは令和4年以降の収入・所得の減少や財産状況の悪化に関する主張はなく、徴収猶予や納期限の延長によっても納税することが困難な程度まで審査請求人の生活が困窮していた事情は見当たらず、他に審査請求人の担税力が著しく減少していたことを窺わせる事情も全く認められないから、市税条例第34条第1項第8号に基づいて市県民税を減免することはできない。

したがって、審査請求人の減免申請を不承認とした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

## (2) 行政手続条例第8条第1項違反

行政手続法第8条第1項が許認可等を拒否する処分をする場合に当該処分の理由を示さなければならないとしている趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保して恣意を抑制するとともに処分の理由を申請者に知らせて不服申立てに便宜を与えることであり、行政手続条例第8条第1項の趣旨も同様である。そして、このような規定の趣旨からすると、処分の際に付記する理由は、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうる程度に記載することを求めていると解される。

そこで、この点を本件についてみると、処分庁は、減免申請を不承認とした理由として、本件通知書に「申請人が本件市県民税減免申請で令和4年度の市県民税の減免を受けようとする令和3年の収入・所得が減少したという事由は、市県民税の減免要件を定めた市税条例第34条第1項各号のいずれにも該当しない。また、申請人は、令和3年の収入・所得の減少に伴い生活が困窮し客観的にみて担税力が著しく低下し市長が市民税の減免を必要とする者とは認めることができない」と記載した。

上記の本件通知書の記載からは、審査請求人からの減免申請を受け

て、令和3年の審査請求人の収入・所得が減少したという事実関係について税条例第34条第1項を適用できるか処分庁において検討し、その結果、上記事実関係は、同項の第1号から第7号までに列記された事由・属性及び第8号の「特別の事由」に該当せず、また、審査請求人については、上記事実関係に伴い生活が困窮し、客観的にみて担税力が著しく低下している者、すなわち市民税の減免を必要とする者とは認められないため、上記事実関係について市税条例第34条第1項を適用できないと処分庁において判断し、審査請求人の申請を不承認としたことが分かる。

したがって、本件通知書には、本件処分の理由として、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して審査請求人の申請を不承認としたかについて、審査請求人においてその記載自体から了知し得る程度の記載はなされており、行政庁の判断の慎重と合理性を担保して恣意を抑制する観点からも、処分の理由を申請者に知らせて不服申立てに便宜を与える観点からも必要十分な理由の記載がある。

### (3) 本件処分に係る事務処理について

市民税の減免の措置に関することは、裁量行為を要する場合を含めて、職務権限規則第12条第1項第10号オを適用して市民税課長限りで専決すべき事項とされている。

また、本件は、通常の手続きによる市民税の減免申請であるから職務権限規則第6条の「異例に属すること」あるいは「紛議、論争又は将来その原因となると認められること」として、本件処分が上司の決裁を受けなければならない事項には該当しない。

したがって、本件処分に係る事務処理は、職務権限規則に従い市民税課長の決裁を経て適正になされたものと認められる。

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分を取り消す理由はない。よって、本件審査請求は棄却するのが相当である。

## 3 審理員による審理手続

本件審査請求での審理員の審理手続は、適正に行われたものと認めら

れる。

#### 4 結論

以上のことから、当審議会は、本件審査請求を棄却するとの審査庁の判断は妥当であると判断し、第1の松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

令和6年9月4日

松山市文書法制審議会行政不服審査分科会

委員 倉澤生雄

同 宮部高至

同 加藤祐子